

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

守ってね！最低賃金。



沖縄県 最低賃金


792 円

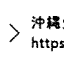


令和2年  
10月3日から  
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/> 

最低賃金に関するお問い合わせは  
沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ  <https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給 (円)}}{\text{1日の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給 (円)}}{\text{1か月の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合</p> <p>① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)</p>

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当  
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

**業務改善  
助成金**

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを  
支援する助成金を  
積極的に  
利用しましょう。



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り  
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷廃紙へ  
リサイクルできます。  
(R2.9)

## 個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介

～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、働く人(正社員、パート社員、派遣社員など)と会社との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん制度」について、紹介します。

### ◆「あっせん」はどのような制度ですか？

労働問題に関して経験豊かな、労働委員会の3名の「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法律違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「(働く人又は会社の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

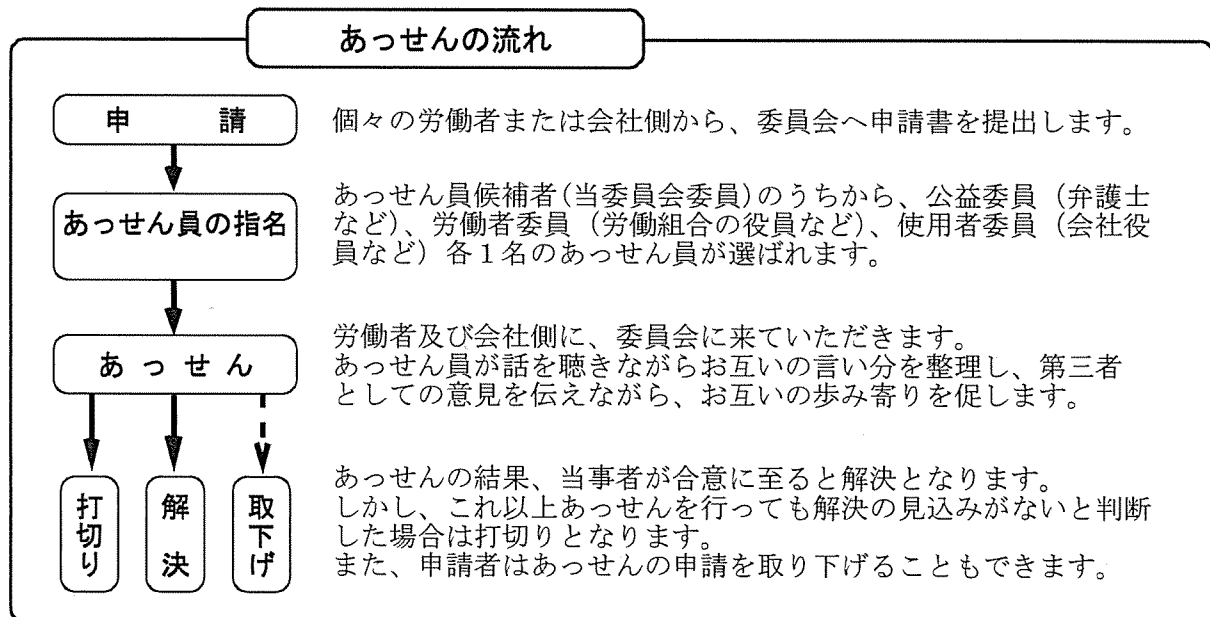
### ◆あっせんの対象となる紛争は？

働く人と会社との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。

例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「いじめなどの職場環境に関すること」などです。

### ◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・ 1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・ あっせんは非公開です。
- ・ 申請の手続きは簡単で、費用は無料です。



☆個別労働関係紛争のあっせん申請の手続きに関することは、お気軽にお問い合わせください。☆

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

## 契約社員から正社員へ変更したときの有給休暇について

### 相談内容

これまで2年間、週3日フルタイムの契約社員で働いていました。有給休暇日数は年間6日でした。今回途中で正社員採用になりましたが、正社員になると有給休暇日数は増えるのでしょうか。入社日は4月1日です。またいつから変更になりますか。それと有給休暇日数は毎年増えていくのでしょうか。

### 相談回答

#### ポイント

- ① 正社員に登用されると、有給休暇日数は週の労働日数に応じて変更になります。
- ② 変更される時期は、正社員になった直後の基準日（一般的には入社日）からです。
- ③ 有給休暇は勤続年数に応じて、毎年増えていきますが、上限は20日になります。

#### 解説

労基法では、入社後6か月継続勤務し、労働すべき日の8割以上出勤していれば、勤続年数に応じた有給休暇が付与されます。

勤務時間が週30時間未満の場合、週の勤務日数に応じた有給休暇が付与されていた（比例付与といいます）。相談者の場合、週3日2年で、6日が付与されていました。

- ① 今回正社員に採用されたことで、下記の有給休暇が与えられます。

#### ◆年次有給休暇日数(30時間以上、週5日勤務)

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ② 正社員になってからの変更時期は、正社員になった直後の基準日(4月1日)からです。すぐに変更されるわけではありません。
- ③ 算定期間中の出勤率が8割以上であれば、勤続年数に応じた日数が付与されます。出勤率が8割未満になると、翌年は有給休暇は付与されませんから、休むと欠勤になることがあります。しかし、その翌年8割以上出勤すると、その勤続年数に応じた有給休暇が与えられますが、上限は20日となっています。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

# 沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H27=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	101.9	101.3
令和元年6月	34,935	330,179	15,928	138,996	22	3.0	25,848	30,583	1.18	1,930	102.1	101.6
7月	34,964	326,908	16,036	142,656	21	2.8	25,692	30,497	1.19	1,794	102.3	101.6
8月	34,935	321,865	16,044	147,718	22	2.9	25,313	30,592	1.21	1,593	102.4	101.8
9月	34,983	324,275	16,087	147,258	24	3.2	25,633	30,394	1.19	1,610	102.6	101.9
10月	35,058	326,130	16,110	147,469	21	2.8	25,616	30,736	1.20	1,716	102.3	102.2
11月	35,022	326,893	16,272	150,869	19	2.5	25,814	30,952	1.20	1,507	102.2	102.3
12月	35,015	321,430	16,320	152,250	19	2.5	25,894	30,795	1.19	1,490	102.1	102.3
令和2年1月	34,948	320,277	16,307	156,360	23	3.0	25,862	28,770	1.11	1,429	101.9	102.2
2月	34,935	320,677	16,246	156,762	24	3.1	25,995	28,820	1.11	1,981	101.8	102.0
3月	34,781	318,349	16,076	152,255	22	2.9	25,914	27,430	1.06	3,305	101.7	101.9
4月	35,628	328,910	15,664	146,121	25	3.4	25,984	23,679	0.91	2,157	101.5	101.9
5月	35,544	332,862	15,409	139,251	25	3.4	26,164	20,294	0.78	1,462	101.5	101.8
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年6月	147.4	146.1	135.1	136.2	12.3	9.9	558,795	389,668	297,628	239,233	261,167	150,435
7月	150.1	150.4	137.8	140.9	12.3	9.5	425,502	318,005	296,427	240,235	129,075	77,770
8月	141.6	140.2	130.0	130.9	11.6	9.3	306,687	247,205	295,936	237,236	10,751	9,969
9月	142.5	140.5	130.3	131.0	12.2	9.5	305,025	236,237	295,976	233,671	9,049	2,566
10月	146.5	144.8	133.9	134.8	12.6	10.0	305,768	237,046	298,384	236,299	7,384	747
11月	147.5	144.5	134.9	134.2	12.6	10.3	323,586	242,119	297,698	233,631	25,888	8,488
12月	145.0	142.8	132.7	132.4	12.3	10.4	686,624	462,506	297,130	234,140	389,494	228,366
令和2年1月	137.7	142.3	125.9	131.3	11.8	11.0	307,059	244,571	293,236	242,964	13,823	1,607
2月	139.8	140.8	127.7	130.1	12.1	10.7	298,574	244,772	293,657	241,322	4,917	3,450
3月	142.1	140.4	130.2	130.5	11.9	9.9	317,820	249,015	294,270	240,984	23,550	8,031
4月	143.9	138.9	133.3	130.3	10.6	8.6	307,795	244,757	295,762	242,785	12,033	1,972
5月	126.9	125.0	118.3	117.5	8.6	7.5	301,559	240,656	287,291	237,050	14,268	3,606
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。